

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2015.8 No.288

健全性支援実績No1を目指す！

T&FG group

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL(06)6538-0872 (編集担当 岸本)
e-mail info@tfg.gr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- ・マイナンバー制度について
 - ・スキャナ保存制度の見直しについて
 - ・会社法改正のポイントについて
- § 経営セミナーのご案内

[今月のトピックス]

- ・税務相談Q&Aコーナー
- ・中小企業庁情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

詳しく知りたい！マイナンバー制度

税務申告事務に変化が

平成 25 年 5 月 24 日「番号関連 4 法案」が国会で可決され同年 5 月 31 日に公布されました。この「番号関連 4 法案」とは、番号法、整備法、地方公共団体情報システム機構法、内閣法等の一部を改正する法律の 4 つのことで、これが近頃よく耳にするマイナンバー制度です。マイナンバー制度により国民一人一人に「個人番号」、法人一社ごとに「法人番号」が付番され以下の平成 28 年 1 月 1 日より次の利用を目的に開始します。年金の資格取得・確認・給付、雇用保険等の資格取得・確認・給付、ハローワーク等の事務、医療保険等の保険料徴収等の医療保険における手続・福祉分野の給付・生活保護の実施等低所得者対策の事務、税務当局に提出する確定申告、届出書、調書等に記載と税務当局の内部事務等、被災者生活再建支援金の支給や被災者台帳の作成に関する事務。

ここでは、マイナンバー制度により税務申告事務上どういった変化が生じるかを御説明致します。

申告書等へのマイナンバー記載

マイナンバー制度で税務申告書等の様式が変更され、個人は「個人番号」法人は「法人番号」を記載しなければならなくなりました。その対象となる主なものの開始時期は以下の通りです。

1. 法人税申告書は平成 28 年 1 月 1 日以後開始事業年度が対象で中間申告及び確定申告。
2. 個人の確定申告は平成 28 年分よりで平成 29 年確定申告時期からですが、平成 28 年の途中で出国した場合や死亡した場合は平成 28 年から利用する場合があります。
3. 消費税申告書は平成 28 年 1 月 1 日開始課税期間分が対象で中間申告及び確定申告。課税期間の特例を受けている場合は利用開始時期に注意が必要です。
4. 贈与申告書は平成 28 年分から対象。
5. 相続税申告書は平成 28 年 1 月 1 日以降の相続又は遺贈が対象。

6. 年末調整と給与支払報告書の提出は平成 28 年分よりで翌年の平成 29 年の提出時期からの利用ですが、平成 28 年中に退職者がいれば給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票等を平成 28 年から利用することになります。
7. 申請書、届出書は平成 28 年 1 月 1 日以降に提出すべきものが対象となります。

番号取得の要は事前準備

TFG ニュース 7 月号で御説明させて頂いた通り、個人番号については厳格な取り扱いが求められ「本人確認」により番号確認と本人の身元確認をしなければなりません。個人番号入手に関して御自身の申告は、御自身とその御家族のことなのでそんな大層なことはないと考えられるかもしれませんが、年末調整は従業員さんの個人番号が必要になります。確かに従業員さんとは毎日職場で顔をあわせているので何とでもなるかも知れませんが、しかし、その従業員さんの御家族分は直接御本人から個人番号を入手するのではなく、その従業員さん経由により個人番号を入手します。御家族の方が遠隔地の学校に通われて盆も正月も実家に戻れないといった話もそうめずらしくありません。ですから、事前入手が非常に大切になってきます。

従業員さんに個人番号を記載して頂くものに「扶養控除等申告書」があります。毎月の源泉徴収をする際の扶養家族の確認と年末調整に必要なものですが、事業者が入手する時期はその年の最初に給与を支給する日迄です。従って、平成 28 年の第一回目の給与を支払う日迄に御本人と扶養家族の方の個人番号を記載した扶養控除等申告書を入手しなければなりません。入社 2 年目以降の方の扶養控除等申告書は年末調整の時に入手したらいいのではといった話を耳にしたことがあります毎年、第 1 回目の給与を支払う日迄に入手し年末調整時には異動がないかどうかの確認をとってください。平成 28 年からは退職者への源泉徴収票に個人番号を記載しなければなりません。退職後に個人番号を入手するのは困難な場合があるので必ず実施して下さい。平成 28 年以降の新入社員分は入社時点で個人番号記載の扶養控除等申告書を入手して下さい。

また、年末調整で法定調書として、不動産の支払調書等の提出をする分について相手先の「個人番号」や「法人番号」を記載しなければなりません。これらも、相手先様との関係もあるので年末調整時になかなか連絡がとれないといったことがあるので事前に入手しておく必要があります。



税務相談 Q&A 情報コーナー

無申告加算税不適用制度とは何ですか？

無申告加算税とは申告期限迄に申告書を提出していない場合、本来納付すべき税金とは別に課されるものです。本来納付すべき税金の 50 万円迄は 15%、50 万円を超える部分は 20% の率で課されます。但し、更正等を予知したものでない場合は 15% が 5% になります。又、不適用制度とは申告期限から 1 カ月以内に申告し且つ、納付期限迄に納付すべき税金をすべて納付し、過去 5 年間無申告加算税や重加算税を課せられたことがなく、かつ、無申告加算税の不適用を受けていない場合に無申告加算税が課されないことです。平成 27 年 4 月 1 日以前に申告期限の到来するものは上記 1 カ月を 2 週間に読み替えてください。

スキャナ保存制度の見直しについて

3万円以上の契約書等も可能に

スキャナ保存制度とは

領収書や契約書、見積書や請求書と言った書類は、紙で7年間保存することが決められています。民間企業は、このルールに則り税務書類を紙で保存しています。この保存に係る費用は約3000億円/年かかるそうです。

IT化が進む現代では、時代の流れに合わせスキャナ画像の保存を認めた特例的な法律「e-文書法」が、平成16年に制定されました。しかし、利用するための要件などが厳しく、2014年6月末現在で103社しか利用していない法律でした。そこで、納税者の国税関係書類の保存に係るコスト削減等を図る観点から、スキャナ保存制度の要件が緩和されます。

「スキャナ保存制度」とは、領収書や請求書、納品書、契約書など（以下、「国税関係書類」）をスキャナで取り込み、電子データとして保存できる制度のことです。

見直し内容

1.対象書類の見直し

今までの制度では、3万円以上の契約書や領収書のスキャナ画像による保存ができませんでした。今回の税制改正により、3万円以上の契約書や領収書もスキャナ画像で保存できるようになりました。経理処理に必要なほぼ全ての証憑類をスキャナ画像で保存可能になります。上手く利用すれば業務量だけでなく、書類の保管スペースや保管料金なども削減できます。

ただし、重要書類（契約書・領収書等をいいます。）については、相互けん制、定期的なチェック、再発防止策を社内規程等において整備するとともに、これに基づいて事務処理を実施することが承認要件となります。

2.業務処理後に保存を行う場合の要件の見直し

重要書類について、業務処理後にスキャナ保存を行う場合に必要とされている関係帳簿の電子保存の承認要件が廃止されます。

3.電子署名要件の見直し

以前は、領収書や請求書の改ざんができないよう、契約書や領収書には電子署名とタイムスタンプを、その他の書類には電子署名を付ける必要がありました。

今回の税制改正により、どちらの書類もタイムスタンプを付するとともに、入力者等に関する情報の保存に要件が変更になりました。

4.大きさ情報・カラー保存要件の見直し

重要書類以外の書類について、スキャナで読み取る際に必要とされているその書類の大きさに関する情報の保

存が不要となり、カラーでの保存も不要（白黒でも可）となります。

5.適用時期

平成 27 年 9 月 30 日以後にスキャナ保存の承認申請書を提出した場合に適用されます。ただし、平成 27 年 9 月 30 日に承認申請書を提出しても、その日からスキャナ保存が出来るわけではありません。スキャナ保存制度が利用できるようになるのは、申請の 3 か月後からとなります。

会社法改正のポイントについて

中小企業にも該当する注意すべき事項

平成 26 年 6 月 20 日、会社法の一部を改正する法律が成立しました。同法は、平成 27 年 5 月 1 日に施行されております。

今回は、該当する中小企業が注意すべき改正、組織再編やM&Aの際に関する改正について解説させていただきます。

該当する中小企業が注意すべき改正

1.定款で株式譲渡制限を定めている会社

定款で監査役の監査の範囲を会計監査に限定する旨を定めている株式会社は、その旨を登記することが必要となりました。この登記は改正会社法の施行後、最初に監査役が就退任（重任を含む）する際に行う必要があります。定款に「株式譲渡を制限する」旨の規定を置いている会社は該当する可能性が高いので登記の際に確認が必要です。

2.100%出資子会社がある会社

従来の株主代表訴訟に加え、新たに 100%出資の子会社の役員に対し、株主代表訴訟を提起することが可能となりました。新しい制度で訴訟を提起することができる対象子会社は 親会社が 100%株式を所有する子会社の場合で、その子会社が親会社の総資産の 1/5 以上を占める場合です。また、訴訟提起できる株主は 当該株主が親会社の発行済株式の 1%以上を所有しており、当該株主が の株式を 6 ヶ月以上継続して保有している場合に限られます。

また、この制度の対象となる子会社は国内子会社に限定されます。親会社の定款に「株式の譲渡を制限する旨」の規定を置いている場合には の要件は不要です。 に該当する子会社を有している場合や資産管理会社を設けている場合は注意が必要です。

3.社外役員を選任している会社

社外役員（社外取締役、社外監査役）の資格が見直しになります。社外取締役・社外監査役を選任している会社は、現在の役員が新しい社外役員の要件を満たすかどうか、確認する必要があります。なお、監査役会を設置している会社は、社外監査役が選任されています。

今回加重された要件は当該取締役・監査役が、「親会社等」の関係者でないこと・兄弟会社（＝親会社等

の子会社等) 業務執行関係者でないこと・経営者等の近親者(配偶者・2親等内の親族)でないことです。重要な使用人の近親者も含む。一方、社外取締役・監査役の資格については現在、もしくは過去にその会社または子会社の業務執行取締役・執行役・使用人であったものはなれませんでした。今回の改正で『過去10年以内』と要件が緩和されております。

組織再編やM&Aの際に関する改正

1. 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等について、総議決権の1/10以上の反対があった場合、株主総会の普通決議が必要となります。しかし、定款に「株式の譲渡を制限する」旨の規定を置いている会社は、従来から株主総会決議が必要です。
2. 総株主の議決権の9/10を保有する株主は、他の株主に対して保有株式の売り渡しを請求できる制度(キャッシュ・アウト)の制度が新設されました。この制度は、少数株主から大株主に直接移転する制度ですので、会社が株式を取得する必要はありません。この制度を使用する場合は、その株式の対象会社の取締役会で承認を受ける必要があります。また、この制度を使う場合は、株式の取得価格は適正なものであることが必要とされています。また、少数株主側は差止請求や株式の価格を裁判所に決定してもらうことを請求する権利があります。
3. 子会社株式の譲渡は、親会社にとっては実質的に事業譲渡であるとして、一定の場合、株主総会の特別決議が必要になります。株主総会の特別決議が必要になるのは親会社の総資産の1/5以上を占める子会社株式の譲渡で、これにより親会社が当該子会社の議決権総数の過半数を有しなくなる場合です。
4. 組織再編が法令又は定款に違反する場合等に、不利益を受ける恐れがある消滅会社の株主は、当該組織再編をやめるよう請求できるようになります。
5. 債権者を有する会社分割が行われた場合、分割会社の債権者は承継会社に対し、履行請求ができるようになります。



中小企業庁情報コーナー

小規模企業白書について

小規模企業振興基本法第十二条に基づく年次報告書(法定白書)として小規模企業白書が本年発行されました(一般販売は7月末予定)。中小企業白書が今回で52回目の発行に対して、小規模企業白書は今回が記念すべき第1回目の発行となります。中小企業白書の根拠法である中小企業基本法が中小企業の「成長・発展」を期待しているのに対して、小規模企業白書の根拠法である小規模企業振興基本法は経営資源の脆弱な小規模企業へ必ずしも成長・発展を期待しておらず、「持続的発展」に焦点が当てられている点が大きなポイントとなります。本書は第1部で小規模事業者の実態や動向等の構造分析が記載されており、第2部では「自らの強みを認識した需要の創造・掘り起しの事例」、等42企業の様々な取り組みが紹介されています。



今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススメのホームページをご紹介します。
Anipopをご存じでしょうか。同サイトには、最近、注目を浴びている資金調手段であるクラウドファンディングに関する有益な情報が多く掲載されています。クラウドファンディングサイトの活用だけに特化しているだけでなく、サブカルコンテンツに関わる様々なマーケティングノウハウや事例が多数紹介されています。

「Anipop -クラウドファンディングを成功に導くハジメのイブ-」

<http://anipop.com/what-is-anipop/>

TFG 経営セミナーのお知らせ

TFG税理士法人・TFG 共栄会は、経営セミナーを開催いたします。

「マイナンバー開始直前セミナー」 詰めの段階でのセミナーです

2016年1月より「社会保障」、「税」、「災害」行政手続きでマイナンバーの使用が開始されます。企業は限られた時間の中で、マイナンバー制度に対応しなければなりません。

本セミナーでは本年10月より通知される詰めの段階での抑えておくべきポイントを分かりやすくご紹介します。

講師：TFG税理士法人 税理士
* 質疑応答時は社会保険労務士も対応予定

日時：平成27年10月6日(火) 14:00~16:00

場所：大阪産業創造館 5F 研修室 (大阪府中央区本町1-4-5)

TFG夏季休暇のご案内

8月12日(水)から8月14日(金)を夏期休暇とさせていただきます。宜しくお願い致します。

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 新井、岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ!

起業・革新・ベンチャー支援 ... T&FG Group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐